

笠間市告示第 5 8 2 号

平成 2 4 年 4 月 1 日笠間市告示第 2 8 5 号で告示した振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定の一部を次のように改正する。

平成 2 7 年 7 月 3 1 日

笠間市長 山口 伸樹

2 特定工場等において発生する振動についての規制基準備考 2 に次のように加える。

- (6) 就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成 1 8 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園